

玉島保育所の民営化に伴う第1回三者協議会会議録

1 日 時

平成27年10月17日（土） 午前10時30分から

2 場 所

市立玉島保育所

3 出席者

- ・玉島保育所保護者 25人
- ・社会福祉法人 親和会
理事長 ほか1名
- ・保育幼稚園課
中井課長・北川保育指導主事・吉岡所長

4 案件

- (1) 移管先法人への引継に係る情報提供（同意書の提出）について
- (2) 三者協議会について
- (3) 玉島保育所の名称について
- (4) 社会福祉法人親和会の保育理念等について
- (5) その他

5 発言要旨

（市） すみません、少し定刻を回りましたけれども、改めまして皆さん、おはようございます。

本日は、公私何かとお忙しい中、三者協議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本来でしたらこの挨拶も担当の参事、瀧川のほうでご挨拶するところなのですが、瀧川がちょっと体調不良で、しばらくちょっと入院のほうをされていて、ここに出席ができませんので、本日は私のほうが司会と進行を務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、これより第1回の玉島保育所の三者協議会を開催させていただきますと思います。

案件の協議に入らせていただく前に、前回、顔合わせのときにも一定、私ども職員も含めてご紹介のほうはさせていただいているのですけれども、今回初めてご参加いただいている方もいらっしゃると思いますので、改めて自己紹介のほうをさせていただきますと思います。

まず私のほうですけれども、保育幼稚園課長をしております中井といたします。よろしくお願ひいたします。

(市) 保育幼稚園課指導主事をしております北川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(市) 吉岡です。よろしくお願ひします。

(法人) おはようございます。理事長の岸本と申します。よろしくお願ひします。

(法人) 現在、松ヶ本認定こども園の園長をしております〇〇と申します。

自己紹介ということなので、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

私ですが、茨木市で40年間勤めさせていただきました。

私が入った当時は19か所保育所があったのですが、あれよあれよという間に今では6か所になってきたのですけれども、私はその間に8カ所の保育所を回りまして、最後の保育所が松ヶ本保育所ということで民営化になり、親和会のほうに移管されたということです。

歳がわかりますけれども、民営化した後の残り3年があったのですけれども、引継保育士であったり、指導主事もさせていただき、無事定年を迎えたときにご縁があり親和会のほうにそのまま、だから一度も私は退職することなく、親和会のほうにお世話になり、本園のほうで3年、そして7年ぶりに松ヶ本に帰ってきたわけです。懐かしくもあり民営化で本当に保育内容を引き継ぐということの難しさというものも感じております。

よろしくお願ひします。

(市) そうしましたら、保護者会の役員様の自己紹介をお願いしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

(保護者) 選考委員をさせていただきました〇〇です。よろしくお願ひします。

(保護者) 選考委員をさせてもらっていただきました〇〇です。よろしくお願ひ

たします。

(保護者) 現保護者会会長の〇〇さんです。

(保護者) 〇〇と申します。よろしく申し上げます。

子ども・子育て支援会議の委員もさせていただいてまして、中井さんとは何度もすみません。よろしく申し上げます。

(保護者) 民営化対策を担当してもらっています〇〇さんです。

(保護者) よろしく申し上げます。

(保護者) 〇〇さんです。

(保護者) よろしく申し上げます。

(保護者) 〇〇さんです。

(保護者) よろしく申し上げます。

(保護者) 以上で、また4月からは新しい役員さんになるので、会長さんと民対さんは代わるかなと思います。

(市) 分かりました。

ありがとうございました。

次に、三者協議会をこれから進めるに当たりまして、司会進行、いわゆる議長役が必要になってまいります。

今までの民営化園でもそうなのですが、私、保育幼稚園課長のほうが議事進行を務めさせていただくという形にさせていただいております。

今回も玉島保育所のほうでもそのように取り扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

(保護者) 異議なし

(市) ありがとうございます。

そうしましたら、私のほうで、今後、進めさせていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

それでは早速、本日の議案のほうに入らせてもらいたいと思えます。

案件の1でございます。「移管先法人への引き継ぎに係る情報提供(同意書の提出)について」ということでございます。

これは市からのお願いですので、私のほうからご説明をさせていただきます。

具体的にはお手元にお配りしております資料を見ながらご説明を聞いていただければなというふうに思います。

現在、保育所では入所している子どもに関して保育の実施に必要なさまざまな情報というものを保護者の方からご提供いただいて保

管しております。

今回お願いさせていただきたいのは、1の情報提供を必要とする引き継ぎ書類に記載しておりますとおり、児童票、連絡カードなどの保育に関すること。それから保健日誌、健康診断表などの保健に関すること。また、与薬記録、アレルギーに関する書類などの健康に関すること。このような書類が、現在、保育所のほうに保管されております。こういった個人情報の取り扱いに関しましては茨木市の条例のほうで定めておりまして、茨木市個人情報保護条例で規定をしております。その第9条で本人の同意があるときは外部に提供できるものとするということになっております。

従いまして、今回、民営化を円滑に引き継ぎを行うために、お子様の保育に必要な書類を移管先法人様へ提供することについて保護者の皆様に同意書をいただきたくお願いするものでございます。

なお、現在5歳児の保護者の皆様につきましては来年3月をもって玉島保育所を卒業ということになりますので、今回の同意書については提出をしていただく必要はございません。

こういった引き継ぎ書類につきましては、玉島保育所がお子様を保育するに当たって必要と思われる情報を、先ほども申しあげましたけれども、いろいろな機会、様式を用いまして収集をさせていただいているものでございます。

これらの書類を例えば保護者の方がどんな書類なのかということでご覧になりたいということになりますと、保育の実施に必要な書類で、保育所で作成したものについては、原則、先ほどの個人情報の保護条例に基づいた情報の開示手続というものがなくなってまいります。

様式で、どんな様式になっていて記載事項はどんなものがあるのだという、本当に様式だけのものでしたら今でもすぐにお見せすることは可能なのですけれども、そこに実際の情報、個人の情報が入ってこちらの所見なんかも加えながら作られたものについては、やはり個人情報ということで位置づけされますので、その部分については、一定、手続のほうが必要になってくるということになります。

実際にその原本のコピーが欲しいとか、その原本を確認させてほしいとかいうことになりますと、先ほど申しあげました個人情報の開示請求の手続というものが必要になりまして、それを所管する課が、市役所の人権男女共生課というところになります、そこで手続をしていただいて情報開示という流れになってしまうということ

よろしく申し上げます。

一応、今回ご説明をさせていただきましてご了解をいただきました後に、保育幼稚園課内部での事務処理を経まして、実際にこの日付が入ったものをまた保護者の皆様にご配付させていただいて、この同意書という、これも今回、記載例のほうを裏面に書いていますけれども、それを実際に書いていただいたものをこちらに提出いただいて、それを持って玉島保育所の子どもたちの情報を移管先法人さんのほうにお渡しするという手続をとらせてもらいたいというふうに考えています。

1点目の情報提供についての説明は以上となりますけれども、何かご質問等がございましたら承りたいというように思います。よろしく申し上げます。

(保護者) 質疑なし

(市) よろしいでしょうか。

一応、趣旨とかはご理解いただけたかというふうに理解します。

また何かございましたら後日でも結構ですし、お問い合わせください。

この同意書につきましては、先ほど来、申し上げてはいますが、円滑な保育所運営を引き継ぎするためということになりますので、ご協力のほうをお願いしたいというように思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の案件に進めさせていただきます。

2つ目の案件、三者協議会についてということでございます。

こちらのほうも市からご説明をさせていただきたいと思っております。

皆様のお手元のほうに「玉島保育所における三者協議会設置及び運営に関する基準」ということでお配りをしていると思っております。こちらのほうをご参照ください。

なお、こちらのほうの基準につきましては、民営化基本方針及び実施要領、また、これまでの説明会などにおいて一旦、既にご説明をさせていただいた内容をさらにピックアップさせていただいて基準としてまとめたものでございます。

まず1ページ1、三者協議会の設置でございますけれども、ここにおいては、原則、協定の期間を定めておまして、協定の期間は5年間としますということを書いております。

四角の枠の中には民営化基本方針に定めている内容を参考までに記載させていただいております。

続きまして2、三者協議会の目的でございますけれども、三者協議会は移管条件の履行状況、それから保育内容の継続性等を確認することとしております。また、法人の管理運営に関する事項を除きまして保育内容を変更・充実する場合には三者で協議することとして、それぞれ適切な役割分担のもと問題点の改善に努めることというふうにしております。

次に2ページをお開きください。

2ページ3、三者協議会の開催についてでございます。玉島保育所における三者協議会については、原則、毎月第2土曜日の午前10時半から正午ということで決定をさせていただいております。この時間帯につきましては三者協議に参加する保護者のお子様を保育士で保育することを定めております。

次に4、保育内容の継続性につきましては、合同保育を通じて適切な引き継ぎを行うとともに、引継保育を通じてより確実な引き継ぎを行うことを定めております。また、保育の継続性の考え方といたしまして、これまでからご説明させていただいておりますとおりなのですが、保育内容を全く変更しないということではないということをお記させていただいております。

次に5、保育内容の充実につきましては、地域で求められる保育ニーズを十分に把握して柔軟に対応することとしております。ただし、これまでの保護者の皆様のご意見等を踏まえまして、基本的には協定期間中の新たな費用負担が発生しないよう配慮するとともに、少数派の児童が現状行っている保育を維持できないというような可能性があるような場合については、保育内容を変更しないこととして定めております。

しかしながら、子どもたちにとってよい保育については、費用が発生するもの、しないもの、それぞれでそういう保育が考えられると思うのですが、そういう場合については保護者の皆様と十分に協議し、課題等がある場合については、その改善策が講じられるのであれば保護者の皆様のご理解をいただいた上で実施の方向を検討してもよいのではないかと考えております。

なお、延長保育など保護者の選択によって提供されるサービスというものもございますので、そういう保育サービスに係る費用負担、例えば仮に、保護者の就労の状況によって延長保育を8時までとして、それを利用された場合などは、その費用負担については求めていくことができるというようなことを改めて記載をさせていただい

ております。

次に3ページ6、三者の役割についてでございます。

こちらのほうは総則、それから個別に記載をさせていただいております。まず総則といたしましては、三者が連携・協力して問題点の改善策を検討するとともに、段階的な保育内容の充実に向け協議する場としていきたいと思いますということを記載しております。

以降、それぞれ三者の役割を記載しております。まず(2)保護者の役割といたしましては、これは三者協議会における協議事項について保護者の方の皆様のご意見・ご提案等をまとめていただくよう努めていただくとともに、連携・協力して問題点の改善を図るということを記載させていただいております。

3には移管先法人、この場合は親和会さんになりますけれども、親和会さんの役割を記載しております。これは関係法令や移管条件を守っていただくことはもちろんのこと、保護者ニーズの把握に努め保育内容の充実を図っていただくこと。また、連携・協力して問題点の改善を図ること。さらに保育環境の変化については、できるだけ早期に三者協議会においてご報告をしていただき協議し、説明責任を果たすことを記載しております。

4には市の役割を明記しております。これは三者協議会の円滑な運営に最大限努力すること。それから、三者との連携・連絡調整・会議の進行・会議録の作成のほか、連携・協力をして問題点の改善を図ること。さらには保護者の方からいただいた質疑等について、誠実かつ的確に回答し、しっかりと説明責任を果たしていくこと。これを明記させていただいております。

次に7、協議事項につきましては、民営化基本方針の実施要領にも定めておりますが、三者協議会における協議事項の範囲を定めております。これは法人の管理運営に関する事項、いわゆる法人の人事であったりとか、契約、給食の物資搬入業者等の事業の選定、さらには保育所のカーテンや調味料の変更、保育環境に著しく影響を及ぼすものではない事項については、協議するべき内容ではないということにしております。

ただ、協議事項とはしませんけれども、説明責任がなくなるわけではございませんので、こういった事項が発生した際には十分に説明させていただくということにしております。

また、協議事項でない場合についても、変更した内容が子どもたちの保育環境に影響が出た場合は、協議の対象として三者が連携・

協力して改善策を検討していくということとしております。

次に4ページになります。

最後になりますけれども、8. その他の留意事項といたしまして、民営化後に入園されることとなった児童等についての新たな費用負担の考え方などをここで整理させていただいております。

協定期間終了後の変化を考慮して、できる限り、今後、発生するであろう費用負担について例示し、十分に説明することとしているとともに、保育内容について保護者負担に配慮をしつつ、徐々に変更していく努力も必要であるということを明記しています。

さらに、今年度4月から子ども子育て支援の新制度がスタートしております。法令等の枠組みの中で、今後、認定こども園への変更、移行なども考えられることから、そういった際には三者協議会において十分に協議のしていただいた上で、三者の合意を得るものというふうにしております。

それから最後ですけれども、三者協議会において協議した案件については三者の合意が得られた場合、原則、決定事項として取り扱うこととなる旨を定めております。

ちょっと駆け足になりましたけれども、以上が三者協議会の設置及び運営基準の内容でございます。

一定、私のほうからは、今、ご説明をさせていただきました。今まで民営化基本方針とか実施要領、それから説明会のときに少しお話しさせていただいた内容になりますので、繰り返しの説明になった部分も多かったというように思います。

この部分について何かご確認をしておきたい、またご意見があるという場合はお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(保護者) 質疑なし

(市) では、一旦、進めさせていただきます。

それでは、一応、今回、これで決定をさせていただきまして、今後、三者協議会については、原則、この基準に基づいてということ、イレギュラーな事案が出てきた場合はその都度、またこの三者協議会の中でお諮りさせてもらった上で検討の方向性というものを探ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の案件でございます。

「玉島保育所の名称について」ということでございます。

保育所の名称につきましては、平成28年4月1日から、「社会福

社法人「親和会」の保育園としての運営がスタートするということになります。

したがいまして、私立保育園としての運営の開始に先立ちまして「市立玉島保育所」から名称をその時点では変更しておく必要がございます。そのお名前を本日お考えいただいているということですので、法人様のほうからご提示をいただきたいと思います。

それではよろしく願いいたします。

(法人) 松ヶ本保育所のおきも保育所を保育園に変えて呼び名としたという経過があります。やはり地域の名前を変えるということ、これは大変なことです。玉島保育所の名前は「玉島保育園」に変えさせてもらおうと思っています。

まだ思っていますというのは、まだ理事会にはそのは、開いてお話ししておりませんが、そうなるようにしたいと思っていますのでよろしく願いします。

(市) ありがとうございます。

ただいま理事長のほうから「玉島保育園」にしたいという旨のご提示がございました。

これについて何かご意見、ご質問等がございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

(保護者) 質疑なし

(市) よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、平成28年4月1日以降の当該玉島保育所の名称につきましては、「玉島保育園」ということで、事務を進めていただきたいというように思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして案件の4、「社会福祉法人「親和会」の保育理念等について」でございます。

法人様の保育理念等につきましては、先日の顔合わせのときにも一定、ご説明をしていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今回、初めてご参加いただいている保護者の方もいらっしゃると思いますので、改めて理事長のほうからご説明をいただきたいと思います。

(法人) 法人としては保育理念、前も申しましたけれども、法人そのものがやはり地域に密着したものでなければいけないと思っています。

ここに玉島保育園ができたとしたら、やはり昔の玉島村というのですか、そういうような地域に密着した、そこに根差した保育を考

えております。

保育そのものについては、ちょっと長くなりますが、僕は中身はと言うと、前にも申しましたけれども、やはりこれは小学校教育前段階、就学前教育も入っています。そうしたら、幼稚園と同じようなことをやるか。そういうわけでもないのです。今までのここでやってきていた保育所時代の保育の中身と大差はありません。

ただ、どういう点が変わるかという点、地域に根差した保育。地域の皆さんが願っておられる、これからいろいろとまた園長と園の運営についてお話いただくこととなりますが、そういう保護者の願いに答える保育園にしたいと。それが私どもの一番願っていることです。それを目標に玉島保育園を歩んでいきたいと思っております。

以上です。

(市) ありがとうございます。

せっかくでございますので、〇〇園長のほうからもお願いしたいと思えます。

(法人) 私は自分が40数年前から保育士になったときに自分の中でずっと培われてきたものというものは、やはり子どもを真ん中に保護者と保育園が手を取り合って、今で言えばみんなが成長できる保育園にしたいと思っております。

今、保護者の方も長時間労働だとかいろいろなことがあって、ちょっと生活そのものがぎすぎすしたりとか、忙しさにというところがあるかと思うのですけれども、そういうときに保育園に帰ってきたらほっとできるような園でありたいと思っております。お互いにそういう意味ではいっぱい、いっぱいでお仕事をしていますので、その辺は話し合いながら無理とかお互いに聞きたくないこともあったりするかと思うのですけれども、その辺はやはり、子どもにとってどうなのかなということ、子どもを真ん中に据えてお互いの意見交換ができて、子どもにとって良い方法、ときには保護者の方にとって良い方法とか言うものもあるかと思うのですけれども、みんなが成長し合える保育園にしたいと思っております。

保育内容につきましては、またこれからおいおいと協議していくかと思うのですけれども、先ほど理事長のほうからもありましたように、私どもは目先の云々ではなくて、子どもたちが小学校に上がり、それこそどんどん大きくなっていく中で人として生きる力といえますか、強い力を持った子どもに育ててほしいなというものがあります。その基礎となる、根っことなるこの就学前という辺は本

当にゆっくり、丁寧に保育していきたいと思っています。年齢に応じて豊かな、言い始めるときれいな言葉になってしまうのですけれども、豊かな経験をいっぱいしていきたいと思っています。

もちろん、そのためには体をしっかり動かすこととか、いろいろな興味・関心を持てるような遊びの環境をつくるのが大事かと思っています。

(市) ありがとうございます。

ただいま、親和会さんのほうから保育理念等についてご説明をいただきました。

この件について、何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(保護者) 質疑なし

(市) よろしいでしょうか。

それでは、最後に案件になります。5つ目の案件、「その他」ということですが、保護者の皆様が事前に実施していただいているアンケートに基づく意見書を、本日、お渡しいただけるというように聞いておりますので、この場でお渡しいただけますでしょうか。

(保護者) お願いします。

(法 人) はい。見せてもらいます。

(市) ありがとうございます。

今、法人様にお渡しいただきました意見書につきましては、先にご提出いただいております「保育内容等の確認事項」とあわせて、次回、11月14日開催予定の第2回の三者協議会の案件とさせていただきます。回答させていただきたいというふうに考えております。

本日、意見書をいただきまして保護者の方のさまざまな思いが詰まっているというように思います。この場でもしこういうことでということでご意見等があったら承る機会にさせてもらいたと思いますがいかがでしょうか。

書いているけれどもこの場でちょっと言ってきたみたいなものがあつたら。

よろしいですか。

(保護者) 質疑なし

(法 人) 見せてもらいます。

(保護者) お願いします。

(市) そうしましたら、以上で本日の案件は、全て終了いたしました。

今後の三者協議会につきましては、先ほどの基準にもございます

ように、移管条件の履行状況、それから保育内容の変更・充実に向けて確認をしていくということがその目的でございますので、市といたしましてもしっかりとその状況を把握して、その対応に努めてまいりたいというように思いますので、今後ご協力のほうをよろしく願いいたします。

また、親和会におかれましても、保護者の皆様の意向を十分に把握していただくとともに、今後における保育内容等の引き継ぎに一層のお力添えをお願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたけれども、本日の三者協議会はこれにて閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました

(法 人) これからもよろしく申し上げます。

(保護者) 申し上げます。

(市) ありがとうございました。

—了—